香川高等専門学校広報戦略室規程

令和８年２月 26 日制定

（趣旨）

第１条　この規程は、香川高等専門学校内部組織規則第 21 条第２項の規定に基づき、広報戦略室の組織等について定めるものとする。

（目的）

第２条　広報戦略室は、学外からの要望を聴取し、教育研究活動の広報活動に係る企画・立案及び連絡調整等、広報活動の強化を図るとともに、積極的な情報発信を通じて学校の認知度とブランド価値の向上を図ることを目的とする。

（業務）

第３条　広報戦略室は、次の各号に掲げる業務を行う。

一　広報戦略の策定に関すること。

二　入学者の受入に関する広報に関すること。

三　オープンキャンパスの企画、立案、実施に関すること。

四　ブランディング及びインナーブランディングに関すること。

五　学校要覧・学校案内等広報誌の発行に関すること。

六　ホームページの運営に関すること。

七　その他広報戦略に関する必要な業務

（組織）

第４条　広報戦略室に、室長、副室長及び室員を置く。

（室長）

第５条　室長及び副室長は、教授又は准教授の中から校長が任命する。

２　室長は、広報戦略室の業務を掌理する。

３　副室長は、室長を補佐し、広報戦略室の業務を整理する。

（室員）

第６条　室員は、教職員の中から校長が任命する。

２　室員は、室長、副室長の下に広報戦略室の業務に従事する。

（室長、副室長及び室員の任期）

第７条　室長、副室長及び室員の任期は、１年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

（運営）

第８条　広報戦略室の円滑な運営を図るため、香川高等専門学校広報戦略室会議（以下「広報戦略室会議」という。）を置く。

２　広報戦略室会議は、広報戦略室長が招集し、議長となる。

３　広報戦略室長に事故あるときは、あらかじめ広報戦略室長の指名する者が議長の職務を代行する。

（事務）

第９条　広報戦略室の事務は、学務課、学生課の協力を得て、総務課において処理する。

（その他）

第 10 条　この規程に定めるもののほか、広報戦略室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

１　この規程は、令和８年４月１日から施行する。

２　この規程の施行により、香川高等専門学校総務・広報室規程（令和７年４月１日施行）は廃止する。